

令和4年10月より 健康保険が「協会けんぽ」から 「公立学校共済組合」に変わります。

地方公務員等共済組合法が一部改正されたことにより会計年度任用職員等にも、短期給付等の適用が拡大されることになりました。

対象者 下記の 4つの条件を満たす ことが条件です。

- ① 週20時間以上勤務
- ② 月額賃金 88,000 円以上
- ③ 学生ではない
- ④ 任用期間が2ヶ月を超えること



主に、下記の方が該当します

再任用職員（短時間）／ 任期付短時間職員（週20時間以上）
会計年度任用職員（フルタイム・任用12月経過前）
会計年度任用職員（パートタイム・週20時間以上）

変更点

●保険証が変わります

- ・ 協会けんぽの健康保険証を返却し、公立学校共済組合から組合員証が交付されます。

●毎月の健康保険の掛金率が変わります

	令和4年9月まで		令和4年10月以降	
	協会けんぽ(社会保険)		公立学校共済組合	
健康保険	健康保険料	50.65/1000	短期掛金	48.01/1000
介護保険	介護保険料	8.2/1000	介護掛金	8.82/1000

- ・ 健康保険料は共済掛金となり、翌月徴収から当月徴収に変わります
- ・ 令和4年10月支給の報酬は、9月分(健康保険料・厚生年金保険料)と、10月分(共済掛金)が徴収されます

●保健福祉事業の対象となります

- ・宿泊施設利用補助
- ・被扶養配偶者がん検診助成
- ・身体障害者補装具購入費等補助
- ・インフルエンザ予防接種助成
- ・教職員メンタルヘルス相談

などが受けられます。

●共済組合独自の給付があります

- ・給付には、「自動的に給付されるもの」と、「請求が必要な給付」があります。
- ・保険証を使用しないで、病院の診察を受けた時は、「請求」が必要になります。

必要な手続き

- ・現在加入している「健康保険(協会けんぽ)の資格喪失手続き」と、「公立学校共済組合の資格取得の手続き」が必要となります。

※手続きにつきましては、事務担当の方にご確認ください。

組合員証のスムーズな発行のため
速やかな手続きにご協力をお願いいたします。



ご注意ください！

今回の制度改正により、
被扶養者の方が、社会保険の被保険者になる場合は、
被扶養者に扶養認定することができませんので、ご注意ください。

お問い合わせ先



- 資格取得に関すること : 資格担当 078-362-3766
- 掛金・保険料等に関すること : 経理担当 078-362-3897
- 福祉事業に関すること : 福祉担当 078-362-3763
- 給付事業に関すること : 給付担当 078-362-3765

Webサイト <https://www.kouritu.or.jp/hyogo/>

